

抵当権が設定されている場合の記載

様式第1の3（第5条関係）

番号は申請者の任意です。
(決裁番号があれば記入)

第 号
令和元年5月26日

申請日を記載して下さい。

代表者印(実印)を
押印します。

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会 長 久 米 正 一 殿

交付申請者と同じです。

申請者

住 所 〒
氏名又は名称
代表者役職・氏名
(貸渡し先(リースの場合))

役職名を忘れないでください。
(登記事項証明書と同じ)

印
)

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）により取得する補助対象車両に係る財産処分（抵当権の設定）について

標記について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（電動化対応トラック・バス導入加速事業）交付規程第5条第2項及び第8条十三号に基づき、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発表第080515002号大臣官房会計課長通知）第2の1に準じて、様式第1の3（その2）のと通りの処分について承認を求めます。

様式第1の3 (その2)

⑩

代表者印(実印)を押印します。

1 処分の種類 抵当権の設定

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の所在地を記載します。		
電動化対応車の車種 EV、HV等を記載します。			新宿区四谷 自動車検査証の登録番号及び車台番号を記載します。		
EV			登録番号 及び車台番号		
補助年度	補助金交付申請額	総事業費(補助対象経費)	処分制限期間(A)(注)	経過年数(B)	残存年数(A-B)
令和2年	7,500,000円	45,000,000円	5年	3年6ヶ月	1年6ヶ月
経緯及び処分の理由					処分(抵当権の設定)予定年月日
※該当するものに○を付す。 ・補助財産を取得する資金確保のため。 ・補助事業者の事業の資金繰りのため(当該抵当権を認めなければ事業の継続ができず、かつ返済の見込みがあるもの)。					交付申請日を記入 令和2年5月26日

注 処分制限期間(A)は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において定める期間とすること。